

翻訳ヨハネス・ブルクハルト著『三十年戦争』（一）

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2014-07-01 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 伊藤, 宏二 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.14945/00007862

翻訳 ヨハネス・ブルクハルト著『三十年戦争』（一）

Translation: Johannes Burkhardt, "Der Dreißigjährige Krieg" (1)

伊藤 宏 二

Koji ITO

（平成 25 年 10 月 3 日受理）

訳者前文

本稿は Johannes Burkhardt, *Der Dreißigjährige Krieg*. (Neue Historische Bibliothek. Frankfurt am Main 1992) より I. Einleitung, S. 9-28 の翻訳である。

ヨハネス・ブルクハルトは、我が国で今日最も名の知られた近世史研究者の一人であろう。同氏が我国に広く知られるようになる契機となった「平和なき近世」論が既に鈴木直志氏によって、その特徴や略歴とともに邦訳されている¹、2009年に来日した際の講演の記録についても同様に同氏によって邦訳されている²。また、2010年には『西洋史学』の近世ヨーロッパに関する学会展望で大きくブルクハルト説が取り扱われているように³、この10年間は我が国でもブルクハルト説が大いに議論され、ヨーロッパ「近世」の全体像に関する捉え方やその実態に関する知識が非常に豊かになった時期でもあったといえよう。

ブルクハルトの主張については、上記の諸稿において詳しく紹介されているのでここでは重複は避けるが、簡単に述べると、ヨーロッパの近世（16-18世紀）において戦争が頻発したこと自体を近世の時代的特性と捉え、それが頻発した原因の追究を通じて近世国家の本質や戦争との関係を近世史の中に正しく位置づけようとする試みといえよう。これまでの近世論として中心的であった「絶対主義」論や「教派化」論は、ヨーロッパ全体を俯瞰するには地域的な温度差が割と大きかったために、全体に通じる共通の特徴としては十分説得的であるといえるかは疑問視されてきた中で、ブルクハルトの近世論は比較的地域差も少なく全体に通底する特徴を前面に押し出したことで大きく注目されていると考えられよう。我が国には「戦国時代」のような区分も存在しているため、彼の主張は我々日本人にはある意味馴染み易いテーゼとも言えるが、それゆえその独創性が理解しづらい面もあるかも知れない。しかし周知のごとくドイツないしヨーロッパの多数の地域では、第2次世界大戦後の反戦・戦争忌避の機運の高まりが歴史研究にも影響し、戦後長らく戦争が研究上正面から取り扱われることはほとんどなかった事情を念頭に置かなくてはならない。そうした背景についてはもちろん、同氏自身によってその点に注意喚起がなされていることが後ほど確認されるであろう。

本稿は内容的には「平和なき近世」をはじめとする既出の翻訳と重なる部分も多いが、ここでは簡潔な描写に留まっている内容が本書において詳述されていることもあるため、ブルクハルトの近世論を深く理解する一助にはなり得るだろう。

注

¹ ヨハネス・ブルクハルト著、鈴木直志訳「[[翻訳] 平和なき近世（上）——ヨーロッパの恒常的戦争状態に関する試論——」『桐蔭法学』第8巻第2号、2002年、197-255頁、及び同（下）『桐蔭法学』第13巻第1号、2006年、90-146頁。ブルクハルト氏の略歴については（上）訳者前文（198-202頁）を参照。

² 同「近世ヨーロッパにおける戦争と平和」『桐蔭法学』第15巻第2号、2009年、1-22頁。

³ 渋谷聡「近世ヨーロッパにおける戦争と国家形成——ヨーロッパ諸国家体系・宗派化・戦争」『西洋史学』238、2010年、51-61頁、とりわけ53-55頁。

I. 序章 近世の戦争凝集化のプロトタイプ

王立軍事博物館は知らなくてはならない。ストックホルムにあるかつての大兵器庫の入り口区域に銘板があり、そこには1521年から1814年の間にスウェーデン王国は少なくとも48の戦争を遂行したと指摘されている。戦争期間に関しては、デンマーク・ノルウェー、ロシア、ポーランドのそれぞれに対して50年ないしそれ以上が数えられ、しばしば戦争相手となった皇帝とは28年、個々のドイツ諸領邦とは全部合わせて75年間であった。誇りとしてよりもむしろ警鐘として現代の日付が刻まれたその銘板は、近世のスウェーデンが平和の中に暮らしていたよりも頻繁に戦争を行っていたことを認識させる。3世紀の間に戦争を行っていた年は154年間であるのに対して平和な年は139年間しかなかったのである¹。スウェーデン人は特別に好戦的だったというのであろうか。

スウェーデンはどの戦争にも2国間ないし多数国間の当事者、そしてまた戦争の一部に関与していた。ヨーロッパ全体と比較して計算すると、16～17世紀には平均して時代の半分以上（60%）戦争状態にあったヨーロッパの大国は11見いだせ、その中でスウェーデンはそれぞれの世紀でおおよそ50年ずつでもむしろ少ないと見て取れる。会戦への参加を正確に数えるとスウェーデンは17～18世紀のその好戦的な大国時代においても100回程度だが、同時期のフランス・オーストリアはそれぞれ約300回である²。ストックホルムにあるのと同様の一覧は、多数の軍事博物館や、マドリッド、ウィーン、ロンドンないしかつての王宮ヴェルサイユ、ポツダム、ペテルブルク等においても示されている。近世ヨーロッパではほとんど常にどこかで戦争が生じていたが、このどこかとはドイツであることがまれでなかった。

1. 戦争凝集化と平和の規範

ドイツでの歴史の授業で特に取り扱われている諸戦争から思い出されるのは以下のようなイメージである。それはランケ由来の「ローマ的-ゲルマン的諸国」である、依然としてなお緩やかに構成されたフランスとハプスブルクの両君主によるイタリアでの軍事行動をテーマとして近代が始まり、その下で小規模な諸国家体系のイタリア的前期形態が近代初期に崩壊していったというものであった³。そこから16世紀前半は、フランソワ1世がカール5世と行った4つの戦争、講和、戦争期間が展開され、その間にジッキンゲンフェーデ、農民戦争、シュマルカルデン戦争といった皇帝と福音派帝国等族間の周知のドイツ紛争が並行し、ケルン戦争のような宗派の小競り合いが続くといったものである。16世紀後半は、とりわけ9次にわたるユグノー戦争、オランダ独立戦争及び1588年のスペイン無敵艦隊の没落を頂点とするスペインとイングランドの対立を通じて、西ヨーロッパ大陸に戦場が凝集している。それに加えてオスマン帝国

の拡張過程で繰り返されたトルコ戦争や、バルト海諸国デンマーク、スウェーデン、ポーランドの戦争があるが、後者は17世紀に至るまで集中して起こり、最終的に三十年戦争へ直接流れ込むのである⁴。この大戦争及びそれに続いてルイ14世が決定的役割を果たした4つの軍事的拡張に彩られた30年間、並びにオイゲン公によるトルコ戦争やその他多数の戦争のために、17世紀はすでに同時代人から「獐猛な」世紀と感じられており、17世紀はまさしく恒常的な戦争の世紀、ないし一層踏み込んでわかりやすく表現すれば「永久戦争の世紀」（P.ミュンヒ）として表現し得よう⁵。しかしながら18世紀もさらにそれに続いて同時に起こった2つの戦争体系と共に始まった。すなわちスペイン所領の後継者をめぐるフランスと皇帝の間のスペイン継承戦争と、ピョートル大帝とスウェーデン王カール12世との北方戦争である。その後やっと幾分落ち着いた会議時代が到来するが、しかしそこでも18世紀半ばのその他の障害と並んで、再度オーストリア継承戦争と七年戦争といった総じて15年に及ぶ激動期が続いたのである。革命戦争になってようやく別の文脈の上に立つのである。

こうした軍事的出来事の凝集した結果は、ここで選び出されているだけでは、中世後期と比べてそれほど新しいことではないかもしれない。しかしながら、伝統的なフェーデや軍事行動、傭兵雇用とは異なり、大規模な動員数や高度な組織化と結びついて、戦争ははるかに強力に近世社会の決定的な像を規定したのである。クインシー・ライトの古典的な著作『戦争研究』ですでに積み上げられているような計量的考察が、この印象を証明している。定義の困難さやデータの不確定性、諸要素の多様さに直面して、それぞれの結論は一つ一つが非常に議論の余地を残しているが、近代Neuzeit史における戦争の重要性が増大している傾向に収斂されると認識されよう。

戦争の影響、戦闘の激、軍隊の増強、競争相手の数、戦場の偉人達、会戦の数と期間、人的被害と損失といった常に注視されることは、大部分において確かに絶対的ではなくとも相対的に次第にその人数が増大する傾向にある⁶。例えばこれら多数の諸要素を組み合わせたソロキンの索引は、15世紀から17世紀の間に100から500に跳ね上がっており、恐らくどこか歪んだものではあるが、傾向としては矛盾するものではない⁷。ライトが特に強調して指摘している唯一の反歴史的傾向は、戦争の深刻さを埋め合わせする比較的短い戦争期間とその間の平時の長期化であるが、しかしそれは19世紀になってやっともたらされたものである⁸。そうした補償が長い間生じなかったことにより、平和を一時的にほとんど消失させた大戦争が続く近世における多数の伝統的だが限定的な個々の作用は凝集化した。好戦的な世代と厭戦的な世代の交代から説明される戦闘の集中に関する50年ごとの波について研究者が一致しているとしても、それは17世紀周辺においてははまだほとんど知覚可能ではなかった⁹。凝集化の過程は戦争を今にも平常状態へと高めそうであった。

しかし近世の戦争の凝集にもかかわらず、平和が社会的規範とみなされていたことは驚愕に値する。古代からアウグスティヌスやトマス・アキナスに帰せられる正当戦争観 *bellum iustum* は、16世紀のフランシス・ヴィトリアや17世紀のフーゴ・グロティウス、18世紀のエメール・ドゥ・ヴァッテルらの国際法学者に受け入れられたが、やむを得ず戦争を行う場合は、本来的には合法を意味せず、例外規定と描かれている¹⁰。正当な事由 *causa iusta*、真の平和をもたらす意図 *recta intentio* と戦争の権限を有する一君侯 *auctoritas principis* という三つの基準のうち、最後のものが、宗教的、道徳的、法的な戦争の根拠と意図のある種の「中和化 *entdramatisierung*」（Johnson）を引き起こしていることが非常に強く強調されるが、ほぼ「合法

的な敵」(Janssen)というのが正当化されるに値するだろう¹¹。しかし平和は常に戦争の権限を有する者に、軽率にも危険にさらされ得るものとしてではなく高度な財産として委ねられている。戦争を始めようとする者は、基準に従って出された戦争マニフェストや戦争の罪を敵に負わせようとしたあらゆる種類の諸論拠にその頃から示されているように、内外に向けてしかるべく正当化しなくてはならない立場に置かれている¹²。それに対して講和の締結は正当化を必要としなくてもよく、講和条約の中で全般的に平和的規範の回復として表される。近代 Neuzeit の慣例もまた、あらゆる経験的な蓋然性に反して明文をもって「永久に」講和を締結するのは、恐らく理念的規範の顕彰として理解されねばならず、まさしく近世の諸講和条約にありきたりの友好と協調の月並みな表現である¹³。確かに好戦的心情は決して名誉を傷つけるものではなく、戦争の名声が貴族や王の名誉の構成要素を意味したことは疑念の余地がない。三十年戦争の高貴な乱暴者の一人クリスティアン・フォン・ブラウンシュヴァイクは、そこで福音主義諸侯司教だった一方で「向こう見ずのハルバーシュタット人」として歴史に登場し、彼の警告的な母は1624年に、彼は克服しがたい「戦争への情熱」を持っていたが、それが彼に生来のものであるがゆえに、性格的のみならず出生的意味で共通するものを決して持ち合わせるできない、と記述している¹⁴。しかし19世紀のスタイルで戦争を望ましいものとみなした際立った好戦主義は、近世においては例外であった¹⁵。

その上、15世紀から三十年戦争に至るまで規範論争に影響を及ぼした人文主義の衝撃は特別な両義性を持っていた。平和的ユートピアと平和計画に関する教訓的で善意に満ちた最近の史料集は、クルト・フォン・ラウマー以降なるほど正当にキリスト教的人文主義の中で近代的平和思考の端緒を認識しているが、しかしそれは真実の半分でしかない。平和が困難であるという観点の下でルネサンス人文主義に関して最近示された代表的な研究成果は、有名な平和の呼びかけからあからさまな戦争のファンファーレにまで及ぶ多彩さを示しているが、しかしたいの場合は戦争と平和の声の奇妙な混合ないしは別の規範の下での両者の従属が認識される¹⁶。一方の側には平和の価値を賛美し平和の不在を人々が真剣に嘆いている人文主義に刺激された演説、説教、歴史などがあり、その中でもエラスムスの妥協のない1517年の「平和の訴え」は傑出している。しかしその中でも人々は大抵、完全な平和というのは対トルコ戦争の目的ための手段ないし自らの支配の榮譽をさらに高める手段として利用されるだけと予想していたか、或いはしかし強力に戦争に反対する言葉にも関わらず、宗教改革の理論やセバスチャン・フランクが理想政治の中に留まっていたように神と共にある人々の内的平和だけに関心が注がれていた。とはいえここで戦争に対して議論が蓄積し名言の宝庫が積み上げられ、戦争は切り離され得るものとなった。キケロに依拠して、不完全な平和も常に正当な戦争より勝る、或いは、戦争を知らない者がそれを好むに過ぎない（「甘く見知らぬ戦場」 *dulce bellum inexpertis*）、ということが考慮に値するようになった。「親愛なる」平和や「善良な」平和 (*pax alma, pax bona*) といった風論や固定した修飾語がそうした価値を引き上げた。

しかし他方の側では、戦争論についてまさに古典古代からはほとんど引用されず、直近の時代のマキャベリ以降のローマ軍事史家の受容や三十年戦争に先立つオラニエ軍隊改革を通じて引用され、それらについてさらに論じられることになる。人文主義的修辭と図像学の古典的トポスは戦争や平和ではなく勝利であり、それはルネサンスやトルコやプロテスタントに対抗する反宗教改革の諸教皇がまとめ上げたローマ的勝利論の中であって、ウルリヒ・フォン・フッテンやヤコブ・ロッヒャー、マクシミリアン1世のその他の桂冠詩人や、或いは16世紀末にヴェ

ロネーゼやバツサーノ、ティントレットがヴェネツィアの総督府の天井に描いた会戦図に見られる。勝利は平和の勝利となり得たが、戦争で獲得することを前提としていた¹⁷。教皇パウロ2世によって成し遂げられた1468年のイタリアの講和パオリーナの平和は、2つの矛盾した立場を互いに結び付けて対置させたものだが、人文主義の平和レトリックの両面性のシンボルがその榮譽論争に次のように影響を及ぼした。すなわち、教皇修史官ブラティーナは平和に味方したが、しかし彼の論争相手は教皇の平和締結式典の際に、その平和が悪徳を求めるほかにも女性の如く落ち着きのない軟弱であるという理由で激しく根本から平和を叱責し、その代わりに戦争の美德を称賛している。ひょっとしたら論争好きの遊び半分かもしれないが、この場合も注目すべき近世の好戦主義である¹⁸。16世紀末の人文主義的教育を受けたデンマーク王の政治指導者ヘンドリック・ランツァウは規範的-実践的変種として特徴的であろう。彼はいかなる時も好まれる理念を平和の中に見出したが、しかし自身の政治的関与と公法学的正当化に際しては戦争を幫助し、それに対してその余生には再び宗教とヨーロッパの持続的平和の構想に従事したのであった。平和の営み同様戦争の営みを実によく熟知していた中で書かれた、そうした同時代のある賛辞は、この人文主義的現実政治家が三十年戦争前夜に彼の時代の可能性をも代弁していたことを物語っている¹⁹。

平和の歴史的評価の問題はなお論じつくされていないが、近世の規範体系において平和は確かに中心的ではないにしろ、恐らくはもう一方（=戦争）と競合し得る価値を備えていた、というところから出発できるであろう。例えば諸侯の法令集や政治遺訓など、この問題に常に注意を促されるころでは、大抵は平和を優先している²⁰。軽率な戦争の前ではそうした警告がどうやら効果がなかったであろうとか、妥協の準備や問題の排除、特殊な外交技術などによって少しでもしっかりした平和を作ろうとする真剣な努力がなかったなどと考えるはいけぬ。近世はまさしく転換期であり、その中で国家間平和をもたらし、維持し、確保するための今日まで続く実践的な装置が発展してきたのである。そのようなものとして、当事者間で平時に結ばれた制度としての常設使節制度の成立——公使や教皇大使の恒常化——や、諸国家に広がる国際法や契約法の構築がある。近年の事例研究と諸々の大会録はそれを越えて17世紀に「ヨーロッパ公法」Jus publicum Europaeumへと高まった平和仲介の制度、すなわち諸会議や国家間の妥協の実行、18世紀の均衡政策や遮断政策のような集団安全保障体制の構築に関して、考慮に入れている²¹。それらすべてがしばしば一時しのぎにすぎず、それらの背後でいまだ平和の絶対的な優先性は存在しなかった。しかし少なくとも相対的価値としての平和は立証され、19世紀における民族主義的愛国主義的な戦争崇拜とは異なり、その時代の異なる思考から逃れられ得ぬ戦争への強制性は存在しなかった。豊富に見出せる平和はこの時代の規範からさし当り決して矛盾はしない。

近世の戦争の凝集がますます注目されるほど、その歴史的解釈もますます必要とされる。理由が見極められるためには、歴史の役割に立ち返らねばならず、そこでこの戦争の凝集化の過程は明白にされる。三十年戦争はこの点で一つの華々しいクライマックスである。

原注

¹ ライト(Q. Wright, 注6を参照せよ)の一覧表によると、スウェーデンは総じて190年間に及ぶ28の戦争に関与していたとされる。二重の関りや遅れてからの参戦を顧慮すれば、私の計算によると141年間の戦争期間が残される。戦争状態の定義づけが困難であることを勘案すれば、

十分に見比べることができる範囲内である。

² Wright, 第22表。革命戦争は除く。

³ L.v.ランケ、『ローマ及びゲルマン民族の歴史1494-1514年(L.v.Ranke, Geschichte der romanischen u. germanischen Völker von 1494-1514(1824), in: SW 33, Leipzig 1874²)

⁴ ここで作業の枠外に置かれた対トルコ戦争については、基本的に以下のものを参照せよ。W.シュルツェ『16世紀後半における帝国とトルコ危機。外的脅威の政治的、社会的影響に関する研究』(W. Schulze, Reich u. Türkengefahr im späten 16. Jahrhundert. Studien zu den politischen u. gesellschaftlichen Auswirkungen einer äußeren Bedrohung, München 1978.)

⁵ J.ブルクハルト「近世」(J. Burkhart, Frühe Neuzeit, Königstein/Ts.1985.)に関する書評でP.ミュンヒはそのように表現している(『旧帝国の歴史』Die Geschichte des Alten Reiches, in: Frankfurter Allgemeine Zeitung - 18. Febr. 1986)。

⁶ とりわけライトの極めて重要な数値化がなされている第9章「近代戦争の激しさの変動」(Q. Wright, A Study of War, Chicago 1942/1965²) 218-49頁を参照せよ。そこでは以下の項目が時代ごとに区別されている。会戦期間、戦争期間、規模、激しさ、広がり、度合い、犠牲者数。

⁷ P.ソロキン『アメリカ科学発展協会に呈せられた戦争動態目録』(P. Sorokin, Indices of the Movement of War presented to the American Association for Advancement of Science 1933)、それに関するライトの第49表と批判(p.237)も参照せよ。

⁸ Wright, 235,248.

⁹ Ebd., 227-31.

¹⁰ トマス・アクィナス『神学大全』Summa Theologica 2/2, Quaestio 40, Art. 1においては、戦争の遂行は常に罪であるか *utrum bellare sit semper peccatum* が問われている。H.フルテン『平和の確保と武装解除。歴史に見る諸経験』(H.Hürten, Friedenssicherung und Abrüstung. Erfahrungen aus der Geschichte, Graz 1983)の序章において選別された文献とともに、道徳神学的-法的な展開の便利な要約を参照せよ。

¹¹ ヤンセン『戦争』p.579(W.Janssen, Krieg, in: Geschichtliche Grundbegriffe Bd. 3, Stuttgart 1982, 567-615)。比較可能な結果に関するやや異なる道である正当にして不可欠な戦争についてM.バーネンは描いている(『Necessitas und Utilitas reipublicae in der Kriegstheorie des 16. u. 17. Jahrhunderts, in: J. Kunisch Hg., Staatsverfassung u. Heeresverfassung in der europäischen Geschichte der Frühen Neuzeit, Berlin 1986, 43-106.)。

¹² K.レプゲン「旧ヨーロッパにおける戦争正当化。歴史的類型化草案」(K. Repgen, Kriegslegitimationen in Alteuropa. Entwurf einer historischen Typologie, Historische Zeitschrift[HZ] 241, 1985, 27-49)。当時の12の正当化された中核概念が、「途中結果」としてアルファベット順に列挙され、それ以上解説されていないが、普遍帝国の拒絶、反乱の撲滅、相続権、均衡、通商利害、十字軍ないしトルコ戦争、喫緊の脅威に対する予防的防衛、宗教権、軍事的襲撃に対する自己の臣民の防衛、身分的自由の防衛、契約上の諸義務、不法により被った損害の補償が、私見によれば、発展論的体系がもたらされ得るもので、目の前の試みの構成とともに三十年戦争とつながり、三十年戦争は分析的な確信とともに歴史的に忠実な心性と結ばれるだろう。

¹³ これについてはフィッシュとドゥッフハルトの均衡に関する観察を参照せよ(H. Duchhardt, Friedenskongresse im Zeitalter des Absolutism, in: Forschungen u. Quellen zur Geschichte des Dreißigjährigen Krieges, Münster 1981, 226-39. Ders., Friedenssicherung im Jahrhundert nach dem Westfälischen Frieden, in: M. Spieker Hg., Friedenssicherung, Bd. 3, Münster 1989, 11-18. Ders., Westfälischer Frieden u. Internationales System im Ancien régime, in: HZ 249, 1989, 529-43. J. Fisch, Krieg u. Frieden im Friedensvertrag, Stuttgart 1978.)。

¹⁴ 1624年5月13日の手紙。H.Schulze Hg., Der Dreißigjährige Krieg, Bd. 2, Berlin 1931, 41.

¹⁵ W.ヤンセンは「ヨーロッパ思想史における戦争と平和」でそのように判断している。W. Janssen, Krieg u. Frieden in der Geschichte des europäischen Denkens, in: W. Huber u. J. Schwerdtfeger Hg., Kirche zwischen Krieg und Frieden, Studien zur Geschichte des deutschen Protestantismus, Stuttgart 1976, 67-129. 同103頁には、「18世紀に至るまで、戦争は不可避でひよっとすると必要だが、まさしく悪である、といったような罪悪として話題に上ることはなかった。」とある。しかしいまやそれに反証する驚くべきほど早期の事例をクーニッシュが明らかにしている(J. Kunisch, La guerre - c'est moi! Zum Problem der Staatenkonflikte im Zeitalter des Absolutismus, in: Zeitschrift für Historische Forschung [ZHF] 14, 1987, 407-38.)。

¹⁶ そうした成果については、F.G. Worstbrock Hg., Krieg u. Frieden im Horizont des

Renaissancehumanismus, Weinheim 1985, とりわけL.E. Halkin, A. Hagenlocher, R. Hansenの諸論考を参照せよ。

¹⁷ マルテンス「戦争と平和に関わるマクシミリアンの桂冠詩人」D. Martens, Maximilians gekrönte Dichter über Krieg u. Frieden, in: Worstbrock, Renaissancehumanismus, 105-23.

¹⁸ クルツェ「1468年パオリーナ（ローマ）の平和の際の戦争と平和に関わる同時代人達」D. Kurze, Zeitgenossen über Krieg u. Frieden, in: Worstbrock, 69-103.

¹⁹ ハンゼン「ハインリヒ・ランツァウの思想と行動における戦争と平和」R. Hansen, Krieg und Frieden im Denken und Handeln Heinrich Rantzaus, in: Worstbrock, 125-38.

²⁰ ドゥッフハルト編『政治遺訓及び近世諸侯のエートスに関するその他の史料』H. Duchhardt Hg., Politische Testamente u. andere Quellen zum Fürstenethos der Frühen Neuzeit, Darmstadt 1987. 確かに「不心得な防衛戦争が不当化されなかった」が(60頁)、「最善の戦争はない」(134頁、177,292,311頁も参照せよ)といった助言がこの史料では支配的である。

²¹ Vgl. den Tagungsband H. Duchhardt Hg., Friedensvermittlung und Friedenswahrung.

2. 戦争の中の戦争

この大戦争は二重の意味で戦争の中の戦争と呼ぶことが出来よう。一つには多数の個別戦争から構成された戦争にかかわる問題であること。近代の平均では戦争の継続期間は2年半であり、長い戦争の中で活動の縮小や休戦の連続する局面が観察され得る一方で、絶え間ない戦争行為による人的負荷の上限は5年だろうと思われる¹。三十年戦争の最中には、考えられ得るように、1622～23年にポーランドの王位継承者がドイツとヨーロッパを横切って表敬と研修の旅行に赴いていた。心配した父の指示書には概して旅の危険を念頭に置いているが、戦争について心配する言葉はなく、事実旅日記の証拠によれば、戦争はオランダでやっと王子の前に、彼が関心をもって観察している要塞攻囲軍の姿で現れるのである²。旅はとりわけポーランドの遠目からは平和の中休みのように見えた戦争の風の中へと陥っていた。ドイツの多くの地域で年代記作者たちは、スウェーデンの進軍以降ようやく継続的な戦争状態を記録し始めた。例えば女子修道院長クララ・シュタイガーは、アイヒシュテット諸侯司教領の地域的に限定された視点から、三十年戦争を1630年から1650年まで続いた一つの戦争として伝えている³。部分紛争を解決した諸々の講和の締結は合間を縫って戦争の推移に同質性がわずかであったことを客観的にも知らせている。

ドイツの伝統においては、この戦争はやはりおおよそ5年周期で次々と起こった4つの部分戦争の形で伝えられている。それらは暗に不変の皇帝中央権力の戦争相手に従ってその都度呼ばれた結果、1870～71年のドイツーフランス戦争の場合のように、名称にある二者の関係は対抗相手などではなく、ドイツの視点でまとめられた敵対者を示しており、ひょっとすると最初のうちは主要な戦場とも一致しているといえよう。1618～1623年の「ベーメンープファルツ戦争」は、オーストリア家領邦君主に対するベーメン等族の武装蜂起と、新たにベーメン王に選出されたプファルツ選帝侯の下での彼らの敗北、そしてその選帝侯世襲領の皇帝の委任を受けたスペイン軍及びリーガ軍による占領を含むものである。「ニーダーザクセンーデンマーク戦争」においては、オランダ影響圏での戦況の後退に従い、オランダ・イギリス・フランスは1625～29年にホルシュタイン公としてニーダーザクセン・クライスでドイツの同僚等族たちを頼ることのできるデンマーク王の助力で効果的な第二戦線を構築した。同王の敗北とリューベックの講和、ヴァレンシュタインを通じた皇帝権力のバルト海に至るまでの伸長の後、「スウェーデン戦争」は福音主義帝国等族と連合したグスタフ・アドルフの上陸と快進撃によって始まった

が、スウェーデン王の死後この等族たちは1635年に皇帝とプラハの講和を結んだ。「スウェーデンーフランス戦争」ではフランスが公式に戦争に介入することでハプスブルク家と帝国の統一権力に対するスウェーデンの敗北を防ぎ、1648年まで続いて長引いたこの戦争は、最終的にドイツにおけるヨーロッパ諸国の紛争であった。

こうしたドイツの歴史像の中で既に異なる個々の個別戦争は、もしドイツの個別領邦や特別同盟の政策、とりわけしかしヨーロッパ大に影響を及ぼした一連の紛争が注視されるならば、容易に増加され得る。1621年以降戦争の全体的動向は、オランダースペイン戦争、すなわちオランダ独立戦争の後半戦の再開を通じて、運命を共にすることとなった。時期を同じくして広がっていたマントヴァ戦争は特に重要な意味を持つが、これは1627年から1631年の局地的にくすぶっていた紛争を超えてイタリアにおける地位をめぐるハプスブルク家のフランスに対する20年間の激しい闘争へと発展したものである。スウェーデンープロイセン戦争とともに、一連の北方戦争が既に1626年に帝国に迫り寄ってきていた。ハンブルクとスウェーデンに対するデンマークの戦争はブレムゼブローの講和に至るまでの戦争の後半期に戦争像を複雑にしていた。統計学的にみて、30年の間に10の講和締結を伴う13の戦争がたやすく浮かび上がる⁴。大戦争の輪郭は定まってすらおらず、18世紀の歴史教授法学者は、例えば簡単に1620年から1650年へと時期をずらすこともしていた⁵。おまけに、1609年～1614年のユーリヒークレーフェ継承戦争の前哨戦やベーメンにおける助走段階、並びに1648年以降の処理作業や追加交渉、1659年まで続いたスペイン継承戦争などによって、諸紛争が前後にほつれている。こうした様々に異なって走り抜けた一連の諸紛争や政治的ー軍事的諸活動は、この戦争から近世の戦争可能性を示す断面図のような個別戦争の姿をさらけ出させ、当然ながら三十年戦争の統一性を疑わしいものにさせ得るのである。

しかし戦争の中の戦争は歴史的な神話の意味でもまさしく長い間唯一の戦争であった。そのような戦争の神話性と伝説性は、繰り返し特別な関心が見られ、最近ではジェフリー・パーカーによって再度熟慮の上で論じられているが⁶、誇張を差し引いても日常生活水準、人口の状態や資源の相当な減退が納得いく形で帰せられるその期間の長さに力点が置かれている。しかしながら、戦争が実際に多様に描写されているのを前にすると、戦争の貧窮というこうした評価の試みは失敗に終わったが戦争の統一性も否定し、最も広範な形で、「三十年戦争」は総じて誇張の激しいドイツの公法学者や歴史家たちによる事後の構成物である、という主張に行き着いたのも不思議ではない⁷。

しかしながら、レプゲンが証明したように、まさにそうしたことは話題になり得ない。というのもその名称は30年の経過後すぐに出現し、急速にヨーロッパ全体に広まったからである⁸。さらにますます一層、この戦争の年数は初めからラテン語とドイツ語の出版物で絶えず含められ、戦争の推移にズレがある中で、僅かな飛躍や不規則性ととともに、5、6、10、14、20、29年戦争、そして最終的に三十年戦争が存在し、その始まりは1617年から1620年までに置かれ、さらに統一的な出来事として追究されている⁹。その際、古典古代を志向したこの時代に古代の手本が認知の決定に関わり、人々は既に古代の手本を凌駕しようとしていたことが、重要な役割を果たしただろう。「世界のどこかには戦争があり、多くの年を満たしている」とヨハン・クライは戦争勃発から28年後〔1646年〕に詩作しているが、人々の意識の前には27年間続いたペロポネソス戦争が生き続けていたであろう¹⁰。しかし同時にレプゲンは三十年戦争の概念において、旧ヨーロッパにおける「標準的な」戦争の経験的地平を超えた何かとんでもないもの

がここで発生している或いは発生し続けてきたとする、同時代人の認識も表している¹¹。こうした異常体験は本書の最終章で歴史意識と歴史像の結果として共に考察され詳しく規定されるが、しかし導入として興味深い文脈においては何か別の意義も持っている。

30年続いた戦争という神話は、既に同時代のものであったがしかしそれゆえ取るに足り得る一つの神話であり、それゆえまさしく、ある客観的な過程が別の認識へと転化する状況を詳しく表している。すなわち、近世の諸戦争は17世紀に非常に凝集した結果、それらはしばらくの間ただ一つの戦争のように見られて伝えられたのである。それはドイツの戦場から発し、そこでいわゆる4つの工程に対する主戦争が、それぞれ極めて異質で単に緩やかにしか互いに結びつかない紛争であったにもかかわらず、著しい広がりを持った時間的に凝集された一つの結果へとなだれ込むのである。例えば、「こうしたドイツの」統一性について、「30年に及ぶ軍事活動」が時代を先行して1645年に最初に現れている¹²。しかしながら、紛争がどこか別の場所で同時に並行して連動し、ほとんどすべての大国が一時的であれ関与することは、ヨーロッパ的広がり度で数の神話の中に戦争の新しい本質を蓄えることになった。そして空間的にも、この戦争は最初の全ヨーロッパ戦争として登場し得る¹³。神話形成は17世紀の平和の危機に反応し、その際、いかなる神話も持続的な経験の一部を一回限りの形で呈示するという点において、総じて諸戦争の中でもこの三十年戦争を近世の戦争凝集化のプロトタイプへと高めたのであった。

戦争の中のそうした一つの戦争は、全く異なる諸戦争を集積するという意味で、また同様にそこから供給されその神話を基礎付ける特殊近代的な戦争経験という意味で、やはり特別な洞察機会を開いている。なぜならこの比類なく、同時に範例的で発展論的に並べられた歴史試論が、近世の戦争凝集化の諸根拠をいくらか逆推論することを許すからである。諸戦争の集積は、そうしたものとして客観的に区別しグループ化することができる紛争諸類型をも集積する。そして発展史的に重要な部分から見た三十年戦争を長期化させた諸要素は、総じて近世の戦争凝集化への重要な逆推論を容認する。三十年戦争の最終的な原因を知り得る者は、近世における平和の危機の理由も知っているだろう。

当然ながら戦争の理由は、研究において初めてではなく和平交渉が始まる際に既に気づかれていたように、容易に見出し得るものではない。準備的な1643年のフランクフルト代表者会議で、ケムニッツが伝えているように、まずは歴史的な討議が生じた。すなわち、「この件では戦争の正しい原因に関する議論に陥ったが、それを問い合わせるが必要不可欠であると判断した。戦争のもとが平和のもと (Materia Belli Materia Pacis) であるがゆえ、そして予め入念に調査されねばならぬゆえのことであった¹⁴。」そのようなわけで皇帝の代表は幾分皮肉的に、理由はほとんど世間一般にまあ知られているだろうが、いずれにせよ22年以上も遡って以前の帝国交渉における以上におそらくもはや引き出せるものではない、と述べて、外敵へ注意を転じた。しかし多数の帝国等族は、なぜその当時彼らの権利が危険に陥り、彼らが今やもはや誰が味方で誰が敵なのか知らないのか、皇帝に関して当てつけがましく知ろうとした。当然ながらこうした論争はとりわけ自身の交渉上の地位を歴史的-政治的に基礎付けるために利用された。しかしながらこれだけの次元の戦争に適切な戦争原因に関して幾分途方に暮れていることも感じ取れる。つまり人は現在知り得ていることに基づくのであり、盲人が色について語り、ヤブ医者症状をむやみに治療するように、研究者は和平交渉者の中から考えたのである。しかし確実な平和は戦争原因の除去に基礎づけられるのであり、そのためには「認識と科学」を必要とする¹⁵。

原注

¹ Wright, 226.

² 1624-25年の王太子ヴラディスラフ・ヴァーサの西ヨーロッパ諸国への旅。ドイツ語版B. Schweinitz Hg., München 1988. 指示書228-34. ブレダの攻囲117.

³ K. Staigerの日記。Hg., O. Fina, Regensburg 1981, 326.

⁴ Wright, 第33表。

⁵ J. Hübner, Kurtze Fragen aus der Politischen Historia, o.O. 1749², Buch 5, Frage 55, S. 1038. その感覚は10年単位に平らに区切るというものであったようだ。

⁶ パーカー『神話、伝説、歴史としての戦争』第6章、279頁。

⁷ シュタインベルク「三十年戦争。一つの新解釈」S.H. Steinberg, Der Dreißigjährige Krieg. Eine neue Interpretation(engl. Orig., in: History 32, 1947), in: H. U. Rudolf Hg., Der Dreißigjährige Krieg, Darmstadt 1977, 51-67.

⁸ K. Reppen, Seit wann gibt es den Begriff >>Dreißigjähriger Krieg<<?, in: FS H. Gollwitzer, Münster1982, 59-70. Ders., Noch einmal zum Begriff >>Dreißigjähriger Krieg<<, in: ZHF 9, 1982, 347-52.

⁹ K. Reppen, Über die Geschichtsschreibung des Dreißigjährigen Krieges, in: ders. Hg. Krieg u. Politik 1618-48, München 1988. 特に注意が払われるべきものは、100年を通じて年代的に整理された諸典拠に関する「付録"Anhang"」であり、大概の書名と、媒介物の史的な問題を調査している注釈("Exkurs")である。

¹⁰ Ebd. 15[50] Anhang 1 Nr. 55a: J. Klaj, Friedensdichtungen u. kleinere poetische Schriften, Hg. C. Wiedemann, Tübingen 1968, 273.

¹¹ Reppen, Über die Geschichtsschreibung, 7.

¹² Ebd., Anhang 1 Nr. 50.

¹³ ケーニヒスベルガー「ヨーロッパ内戦」H. G. Königsberger, The European Civil War, in: ders., The Habsburgs and Europe 1516-1660, Ithaca 1971, 219-85: >>the first all-European war<<.

¹⁴ Zit n.d. Ausgabe: B. Ph. v. Chemnitz, Königlichen Schwedischen in Teutschland geführten Krieges Tl. 4. Nach der Handschrift des Verfassers hg. Stockholm 1856-1859, Buch 3, Kap. 4, 17.

¹⁵ Ebd., 18.

3. 国家は戦争の根拠か？

我々の時代に歴史上の戦争と平和の問題へ向けられる学術的関心は2つの側から立てることができる。一方では歴史的な平和研究が平和それ自体を主題としている。しかし、平和の叫び声、平和構想や平和運動の存在の立証は、過去におけるそのような努力の強さをしばしば現実の認識的利害から過大評価するが、こうしたことは学術的に憂慮すべきだけでなく、むしろ平和教育上も非建設的である¹。というのもしあらゆる時代の人々に平和への憧憬が認められ、その際近代的な兵器の発展に向かう意識の変化が過小評価されるならば、あらゆる平和をつかもうとする努力は容易に戦争に満ちた歴史経験に直面して、まさしく永遠の無駄骨の臭いで覆われてしまうだろう。この視点でより重要な意義を持つのは、平和の創出と維持のために今日まで意味を持つ器具の出自を明らかにすることであり、すなわち、交渉、仲介、使節、会議、条約、政治原理、国際法である²。適度に平和的な二国間交流の今日までみられる多くの点での有効性は、17世紀の戦争の危機の中で試され、その後外交の中で習得されたものであり、それにまさしく重要な意味を持つのがウエストファーレン条約である。しかしもう一方では、今日体系的にも戦争の諸原因に関して問われていて、この点でとりわけ研究上の議論の状況が歴史学上の理論構築に有効な刺激であるか吟味されねばならない。

戦争原因研究は部分的には統計学的方法で重要な関係を打ちたてようとされており、そこで

は——本書で既に利用されているように——歴史的に正しい経過的な傾向や相関関係の命題を実現させ得るが、しかし歴史はしばしば時代性を無視した誤った規範的命題に奉仕する事例収集としてその能力を剥奪される。内容を解釈する構想のうち、人類学上の攻撃モデル——行動生物学的ないし衝動力学的な——は、仮に将来かなりの程度心理歴史学への転換が約束されているとしても、歴史的な展望にはほとんど受け入れられない³。他方で19世紀の範囲内で成功を収めた社会政治学的説明モデルは、内政と外交の機能的な関係の定式におけるようなそうした包括的なそれにおいてすら、それより古い時代に再転用することはほとんどできない。というのも、17世紀の複雑な支配秩序は、後ほど詳説して明らかにされるように、そうした区別自体はまだほとんど認めていないからである⁴。経済的な前提条件は詳細に調査されねばならないが、近世における経済的なものに別の意義や重要性をもたせるような自立的な説明力はほとんど期待できない。イデオロギー的・心性史的な諸要素のうち、何よりもまずこの時代によく知られた信仰上の敵対者像は、凝集された戦争のあらゆる紛糾において証明され得なくとも、重要な役割を果たす。三十年戦争のようなしどくしどく長引いた戦争を、失敗に終わった危機管理や段階的拡大モデルの如き現在の政治学的・決定主義的な基本概念ではますます扱えないし、ましてや最初の主要当事者が紛争勃発後何ともあれ軍隊がない状態にあったような戦争を、統計上高い確率で見込まれる軍拡競争の成果として解釈することはなおさらである⁵。

こうした状況の中、最近政治学者のエッケハルト・クリッペンドルフが世に示し、驚くべき簡単な方法で政治の中枢から論証している、大いに期待できる道筋への端緒がもたらされた。クリッペンドルフにとって現在及び歴史上の主たる戦争推進者はすなわち国家である。『国家と戦争』と名付けられた著書の表題はテーゼでもあり、両者は「政治的非常識の歴史的ロジック」という副題から明確な評価がすでになされているような相殺し得ない関係にある。大いに賞揚された国家の権力独占をクリッペンドルフは国内外に向けた「組織化された権力活動」と考え、その際に軍事的な欲求が国家形成を引き起こし、軍隊と国家は双生機関のままであった。フリードリヒ・マイネッケによって歴史的に探求された「国家理性の理念」から、ここでは支配装置の操作員に国家が許諾した伝聞事項への奉仕の観念である「国家理性の病理学」となり、その権力ゲームのために人々の生活を動員することを正当とみなしたのであった⁶。クリッペンドルフが中近世を通じても追究している一つの展開こそ、最終的に歴史上戦争を可能にし繰り返し生産してきた一つの独立した組織である。

この歴史的な論拠をもって主張された国家と戦争の宿命的な相互関係のテーゼには賛否両論が見られる。ミュンクラーは3つの点で批判している。第一に、歴史的に様々な形態と発展段階をもって登場する〔複数形ではない単冠詞での〕「国家」の誤った普遍化。第二に、例えば19世紀の愛国主義的諸戦争における国家ごしらえではない人々の戦争準備のような主観的要素の無視。第三に、国家の補足的な平和機能の見過ごし。この抹消部分には平和ではなくどちらでもない状態が残されている。たとえクリッペンドルフが反論の中で、トーマス・ホッブズの絶対的な表現で古典的に知られているような国内平和のための国家の機能をあまり意味のない副産物として片付けはしたとしても、彼は多数の国家を通じた近世の成果としてのフェーデや宗教紛争の抑止、ならびに文化と社会の沈静化と合法化の歴史的作業をも過小評価している⁷。その批判は正当にも国家を目指していく道のよりバランスのとれた決算とさらなる歴史化を求めてはいるが、国家と戦争の関係それ自体に異論は唱えていない。

ある歴史家は近世に関するクリッペンドルフのテーゼをさらに細分化しながらはつきりと正

当と認めた。クーニッシュはクリッペンドルフの語呂合わせ「朕は戦争なり」(La guerre c'est moi)——ルイ14世のものとする格言「朕は国家なり」の「国家」という語の「戦争」への挑発的な置き換え——を取り上げ、彼が王朝の原理、支配の名誉欲、近代的国家理性のシンドロームと規定した絶対主義的諸国家それ自体の支配構造が君侯国家の好戦的な傾向に責任があるとした⁸。オットー・ヒンツェの「国制と軍制」という古典的な定型句にあるように、とりわけ国家と軍隊の組織形態の間にある密接な関係についても近世人は新たに議論し始め、その際政治学的な問題提起が生じている⁹。

国家と戦争の組織化された権力関係というクリッペンドルフ・テーゼは、かなり切り詰められたり覆い隠されたりはしながらも、まさに歴史的に詳述され近世に当てはめるならば、協働の端緒である。実際のところこの所見は全く驚くべきことでもなければ、クリッペンドルフ自身も自覚しているように、むしろ新たな戦争を批判的に捉え直した評価のもとでの再発見であった。既に近代の初めにマキャベリは国家権力の結集化 *Mobilisierung* と軍事制度の発展の間の繋がりを認識し、国家権力の源泉と保証人に関して「戦術論」を解説している。すなわち、自前の武装なくしていかなる君侯領も安全たり得ない (*senza avere armi proprie, nessun principato è sicuro*)¹⁰。俗界の支配と戦争は両者ともカインの末裔であるからしかたないと、宗教改革の神学は悲観主義的に容認している¹¹。戦争が繰り返し国家の産物であるように、国家は最終的に戦争の産物であるということは、近世末期以降論じられてきた条件関係であり、啓蒙期には国家批判的であったが、19世紀にはむしろ賛同的に理解されたのである¹²。最終的には主権国家に繰り返し戦争を営ませた主権それ自体が戦争の根拠であることも、周知の政治認識に属するものとなった¹³。しかしながら、20世紀の進展とともに戦争の威信が喪失したため、この関係はこれまで批判的に考察されることはなく、それに加えその救済策として、国家は歴史において可能な限り遠くへと不評を買った戦争から引き離されたのである。例えば「近代における国家の変遷」に関する代表的な講演の中で1972年にテオドーア・シーダーは、法治国家、立憲国家、国民国家の展開に関して、そして膨張的な権力国家に関して、観点豊かな考察を披露したが、しかしこの文脈においてすら、一度も戦争について口にするとはなかった¹⁴。かくして歴史に基礎づけられたクリッペンドルフの論争は、歴史家に対して、それ自体として知らぬわけでもない関係を再度体系的に共同で考察し、はっきりしなくとも戦争を論じる際に国家の役割に関する問いをそのようなものとして想定することを、注意を喚起することができるのである。つまり国家は近世の戦争凝集化の根拠なのかと。

実際また、近世の世界史的な議事日程において国家は高くそびえ立っていることはほとんど疑い得ないことが多く語られている。政治理論において16世紀から18世紀の間に国家組織や国家間組織に関する古典的な著作が書かれたが、国家理性、絶対主義、諸国の影響力や主権の原理をめぐる政治的理念や学説は、近世の国家性の正当化に特別な力点を置くようになり、置き続けている¹⁵。その時初めて外交技術を伴うヨーロッパ諸国と諸国家体系の姿がはっきり目に見えるようになった。構造上国家は、国家生成について語ろうと或いは国家の近代化として事態を把握しようと、この時代にその決定的な建設段階を持ち、諸官庁の拡充を通じて法や行政、文書化や専門性、領域的組織の度合いを増したのであった。もし今まさしくこのことが、すなわち統計的にも検証可能な多数の戦争が17世紀に絶頂を迎えていた戦争凝集化でもあったとしたら、既にほとんど一致した傾向から二つの主要な事象はおそらく幾分関わっていたであろうことが推定し得る。

発展史的にその関係は、漸次的な国家による平和と法の制度化が複数形で行われていたことの中に基礎づけられ、そのことは文明史的に決して自明だったわけでも、そうであらねばならないわけでもない。ヨーロッパの主権国家はいわば国内における平和の建設を、まさに軍事的なエネルギーをそれによって初めて束ねることを可能とした他の主権国家との常に起こり得る戦争とともに獲得したのである。その際、多数の国家組織と戦争の間の機能的なつながりは納得しすぎるほどのように思われる。16世紀以降特に収入組織に注意を向けた「財政国家」と軍事国家は互いに緊密に結束していた。なにしろ、傭兵時代の金言に従えば、戦争遂行にはとりわけ3つのもの、すなわち「金、金、またもや金」を必要としたからだ。そして逆にオラニエ軍隊改革から絶対主義の常備軍に至るまでの17世紀において国家権力の主張を貫徹するには軍事組織の拡充と戦争への投入を基礎としていた。この古くから知られた関係のほか、今日では構造上の類似性がますます注意を引いており、紀律化という見出し語のもとに当時の政治秩序の観念と軍事のそれとがしっかりと絡み合っている。中核的現象である国家と戦争は近世において統計的にも、遺伝学的にも、機能的にも構造的にも極めて緊密に相互に結ばれているので、それらは「国家戦争」という同じメダルの両面のように作用し得るのである。

しかしこうした状況では、例えば三十年戦争を国家戦争の罪過で括ろうとするような解答に疑念も出始めた。そして同時に、この近世の戦争凝集化のプロトタイプ的事例に発生した疑念は正しい道筋を提示する。というのも実際は三十年戦争のどこに国家の紛争があったのか。ここにハプスブルク王朝に対するベーメンの蜂起とネーデルラントの蜂起があるが、失敗した事例においては正式な軍隊と代表的な会戦が存在したにもかかわらず鎮圧された反乱ないし失敗した革命として歴史に名をとどめることになったが、しかし成功した事例においては講和締結の際に初めて国家間条約へと高められたのである。この時もう一方の側にあった、ドイツ系ハプスブルク家の新たな長でスペインの同家と結んだフェルディナント・フォン・シュタイアーマルクは、退位させられたベーメン王にして選挙されたドイツ皇帝でもあったが、カトリックの帝国等族の同盟と一部の福音派帝国等族の助けを借りて、ベーメンのラント等族とベーメン王及び帝国等族としてのプファルツ選帝侯を打ち負かしたのである——どのような国家組織の統一の名の下に置かれていたのであろうか。新たな解釈によってもバルト海地帯のみがその地理的関心領域に属していたスウェーデン王がその軍隊を南ドイツで引きずり回したとき、国家利害は守られていたのであろうか。或いはリシュリュー枢機卿がハプスブルクの専制に対するヨーロッパの平和秩序としてブルボン王冠による支配を諸宮廷に売り込んだときは、帝国における多種多様な諸関係や曖昧な法的地位、さらに加えて、バイエルン選帝侯マクシミリアンのような軍隊を指揮した諸侯たちと君侯位を授けられたヴァレンシュタインのような軍隊司令官たちの間にあった、戦争を遂行し得る能力を有した戦争指導者たちの間にある不安定さを熟考し、王朝的な関係と並行して信仰的、経済的に特殊な諸観点を顧慮するならば、統合された権力国家間の紛争について語ることはもはやできないであろう。紛争は——領土の整理、資源、権力の移転をめぐる——同等の諸国家の対立ではなく、忠誠や抵抗、様々なレベルでの動機、目的、組織形態の複合物であり、そうしたもののの中で集権国家的組織の原理が、その他の諸原理のうちの一つとして初めて形作られたのであった。

しかしそれとともに国家戦争の制度的不可避性に関する理論には決定的な転換が生じた。つまり、そのプロトタイプである三十年戦争はいまだ決して国家を確立し得なかったように、近世の戦争凝集化を国家それ自体が引き起こしたのではないが、おそらく生成中のようやく形作

られた近代国家あるいは実際に18世紀までずっと続く国家生成の過程が引き起こしたのである。ところでもし未完成の国家が問題となるならば——クリッペンドルフもそれに応じた結論それ自体を認識していなかった¹⁶——、国家の組織ではなくむしろその未成熟性に戦争を駆り立てる弱点があると疑われる。まさしく明白な形の国家的忠誠が対峙したのではなく、三十年戦争はいかにしてそうした忠誠を備えるべきかをめぐって実際は進んだのである。

その点で三十年戦争は国家戦争ではなく国家形成戦争であり、紛争可能性は国家構造の中ではなく、それを定義づけたり押し通そうとする問題の中にあった。そして機能的な諸国家体系がこの時好戦的に相互作用したというのではなく、こうした諸国家体系を作図するための紛争であり、その時代制約的な、近世の戦争を凝集化した欠損であった。

平和史的展望における国家の評価にとって、その好戦的な初期段階に基づき初めから失敗形態とみなすか、或いは最終的により平和な国家へ至る途上の危機として問題が理解されるかは、重大な違いである。歴史上の諸結果はその実現の方法としてかなり適切で——無論不適切でも——あり得る。しかし見渡すことが困難な紛争の束である三十年戦争は、いまやこの経過に関する解釈が近代国家組織化の永く絶え間なく続いた過渡的危機のプロトタイプとして理解され得、その由来や構造そして問題解決の地平は本書で解析されることになる。近世の一つの主要現象として国家建設の問題に経過に関する転換を迫った端緒は30年の紛争類型の集積の中である種の発展論的統一性を開き得るもので、そこから整理され、戦争誘発的な観点のもとで評価されることになる。もし国家それ自体ではなく戦争を促す二つの主要な点を考慮に入れるならば、まず第一に、国家が最優先で価値を認められねばならないということ、第二に、時代特有の結びつきや組織形態から解放されねばならないということである。

何よりもまず三十年戦争は近世的国家性の構築のための紛争、すなわち国家間の戦争ではなく国家形成の戦争として評価されるべきである。その際実際に争われたのは、比較的中規模の体制が認められるまでの将来的な国家の組織水準であった。そのためハプスブルクやフランス、そしてやや距離を置くがスウェーデンのような普遍主義的支配要求を持った諸国はその要求を縮小せねばならず (II.1)、他方でネーデルラントやベーメンのような若干の等族性的-局地的権力も自ら国家形成要求を高めたが異なる成果を持った (II.2)。すべての国が最初に学ばねばならなかったのは、自身の地位はもはやそれほど階層的な秩序や二元主義的-身分制的な協働におけるよりは、むしろ主権国家の並存によって規定されていこうというところであった。この困難な歴史的習得の過程において、三十年戦争は、決して最後の講義ではなかったとしても、最も長く最も凄惨なものであった。その際特別な顧慮に値するのが帝国の道である。帝国はこの戦争の大国的-中央集権的、等族国家的-分離主義的な二者択一から、第三の国家連合的な調和的な国家設計を見出した (II.3)。それは当時のヨーロッパ史上最も防衛的でこれまでのドイツ史上最も安定的なものとして、平和問題を展望するうえで歴史的に全く新しい評価を必要としている。

第二に、生成中の国家は時代特有の諸力と、すなわち固有の外因性的攻撃力学を国家に持たせた諸力と結びついた。両者の極めて厄介な混成とその克服は、この紛争事例でより綿密に規定され得る。すなわち、教派的 (III.1) な力と経済的 (III.2) な力である。どの程度まで三十年戦争は宗教戦争であったか、また、どのようにそれを通じて、そしてその後宗教戦争の問題は廃れていくようになったか、という古くからの問いに新しい折衝が必要となる。工業社会とは異なって存立している近世の経済問題においては、「世界商業と国家商業」の視点で、「17

世紀の危機」におけるその攻撃的な国家貫徹化Durchstaatlichungの理由、程度、克服が議論される。加えて、国家の諸基礎は既に三十年戦争において、平和保持の視点のもとでいまだ17・18世紀全体を通じて弱点として注意を引き付けた構造的特性を示していた。すなわち、継承問題を通じてまさに習性的に戦争の理由を産み出した、王朝的-君主制的な組織的基盤と、30年の習慣が形成した戦争の長期的結果として消滅せずに残った軍隊、常備軍であった。「戦争と平和の永久化」(III.3) —— 「永久平和」の表題を持ちながら真実の半分しか語らず本文中では何か全く別のことを論じているバルディオのヴェストファーレン条約に関する論文¹⁷への公式の反論である——は、ウェストファーレン条約の不安定な構造的弱点を顧慮しつつその成果の要旨を述べ、さらに宗教改革と終末点となるフランス革命の中間に位置する最大の出来事的作用を熟考する。エピローグでは、生活史及び文化史における戦争の克服を論じ、そして近世の歴史像——その構成は戦争をむしろ正当と認めはしたがこの戦争によってその後近世の危機に陥ったとする——を特殊な安定装置として論じている。

原注

¹ 古典的にはラウマー編『永久平和』(K. v. Raumer Hg., Ewiger Friede, Friedensrufe u. Friedenspläne seit der Renaissance, Freiburg 1953.)を参照せよ。歴史上の平和運動に関する問題意識については、K. Holl, Historische Friedensforschung, in: Neue Politische Literatur 22, 1977, 202-12.

² これについてはとりわけドゥフハルトの試み(H. Duchhardt, Friedenskongresse im Zeitalter des Absolutismus, in: Forschungen u. Quellen zur Geschichte des Dreißigjährigen Krieges, Münster 1981, 226-39. Ders., Friedenssicherung im Jahrhundert nach dem Westfälischen Frieden, in: M. Spieker Hg., Friedenssicherung, Bd. 3, Münster 1989, 11-18. Ders., Westfälischer Frieden u. Internationales System im Ancien régime, in: HZ 249, 1989, 529-43.)を参照せよ。

³ 批判的に吟味しているロイトナーの『侵略と戦争』(S. Reuthner, Aggression u. Krieg. Überlegungen zu einem Grenzbereich der empirischen Psychologie, der Psychoanalyse u. Psychologie. MS Diplomarbeit Psychologie, Eichstätt 1988.)を参照せよ。一般的には、K. R. Spillmann, Einführung in die Psychohistorie, in: Psychologie der Kultur, Bd. 2, Hg. G. Condrau, Weinheim 1982, 近世(イングランド)の集団現象に適用した孤高な試みについては、D. McClelland, Macht als Motiv. Entwicklungswandel u. Ausdrucksformen, Stuttgart 1978, 248-93.

⁴ 戦争のテーマに関して第一次世界大戦時の内政に関する説明モデルはH. U. Wehler, Das Deutsche Kaiserreich, 192-200, 一般的に、導入における3つの社会的次元である(政治的)支配、経済、文化から新時代に特有なものへ取り替えた説明優先事項の修正概念については、ders., Deutsche Gesellschaftsgeschichte, Bd.1, München 1987, 6-12.

⁵ R. N. Lebow とB. Götz-Marchandの同時代の論文(in: Kriegsursachen, Red. R. Steinweg, Frankfurt 1987)及びクリッペンドルフ『国家と戦争』9頁を参照せよ。

⁶ クリッペンドルフ『国家と戦争』引用文、11、16頁。マイネッケ『国家理性の理念』(1924年)、(Werke Bd. 1, München 1976⁴)も参照せよ。

⁷ ミュンクラーに続くクリッペンドルフの反論。Kriegsursachen, 145-50.

⁸ Vgl. Krippendorff, Staat u. Krieg, 172ff. u. Kunisch, La guerre, 407.

⁹ ヒンツェ「国制と軍制」O. Hintze, Staatsverfassung u. Heeresverfassung (1906), in: ders., Staat u. Verfassung, Gesammelte Abhandlungen zur allgemeinen Verfassungsgeschichte, Göttingen 1970³, 52-83.

¹⁰ マキヤベリ『君主論』N. Machiavelli, IL Principe XIII, Hg. S. Bertelli, Mailand 1960, 61. Buck, Renaissancehumanismus, viii u. 1.

¹¹ So Sebastian Frank, ebd., 52.

¹² Janssen, Krieg, 585.

¹³ プレヒト「主権」A. Brecht, Sovereignty, in: H. Speier und A. Kähler Hg., War in Our Time, N.Y. 1939, 58及びWright参照。

¹⁴ シーダー「近代国家の変遷」Th. Schieder, Wandlungen des Staates in der Neuzeit, in: HZ

216, 1973, 265-303.

¹⁵ Vgl. H. P. Dreitzel, Das deutsche Staatsdenken in der frühen Neuzeit, in: Neue Politische Literatur 16, 1971, 17-43, 及びそれに関してとりわけ、D. Wyduckel, Princeps Legibus Solutus. Eine Untersuchung zur frühmodernen Rechts- und Staatslehre, Berlin 1979; H. Klueping, Die Lehre von der Macht der Staaten. Das außenpolitische Machtproblem in der >>politischen Wissenschaft<< u. in der praktischen Politik im 18. Jahrhundert, Berlin 1986; M. Behnen, Arcana-haec sunt Ratio Status. Ragione di Stato und Staatsräson. Probleme und Perspektiven (1589-1651), in: ZHF 14, 1987, 129ff.

¹⁶ クリッペンドルフは発展史的に整理した形で「国家を追求する闘士(206頁)」や「国務を行う私事業としての戦争(244頁)」といったように、いわば道徳的な責任を既にテロ国家に認めている。しかしながらその後こうした歴史的状況下では、理論上同権の国家の不足に責任が帰せられるが、ここでは経過に関する首尾一貫した見解に有利になるようにそれが主張されることはない。

¹⁷ G. Barudio, Der Ewige Frieden von 1648, in: M Spieker Hg., Friedenssicherung, Bd. 3, Münster 1989, 57-72.